

茨城県報

第 7 1 2 8 号

昭和58年 3 月 28 日

月 曜 日

目 次

規 則

●茨城県危険物取扱者試験委員に関する条例施行規則を廃止する規則（消防防災課）… 1

ページ

告 示

●昭和58年度第 1 次 2 等陸海空士の募集等（地方課）…………… 2

●保険医療機関等の指定（保険課）…………… 3

●土地改良法に基づく換地処分（農地管理課）…………… 5

●土地収用法に基づく事業の認定（3 件）（用地課）…………… 5

●道路の区域変更（2 件）（道路維持課）…………… 7

公 告

●開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 8

規 則

茨城県規則第11号

茨城県危険物取扱者試験委員に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県危険物取扱者試験委員に関する条例施行規則を廃止する規則

茨城県危険物取扱者試験委員に関する条例施行規則（昭和34年茨城県規則第96号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第531号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条, 第117条及び第118条の規定による昭和58年度第1次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

昭和58年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

○ 男子(2等陸士, 海士, 空士)

1 募 集 期 間 昭和58年4月1日から昭和58年6月30日まで

2 試 験 期 日 募集期間内毎日

3 試 験 場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9
TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内
TEL 0294-21-1524

同 水戸募集案内所 水戸市中央2-7-37 狩野ビル2階
TEL 0292-26-9294

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1-17-3 鈴木ビル4階
TEL 0298-21-6986

同 下館募集事務所 下館市二木成80-1 みすじビル4階
TEL 02962-2-7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中2151-1
TEL 02998-2-6061

○ 女子(2等陸士, 海士, 空士)

1 募 集 期 間 昭和58年5月2日から昭和58年5月31日まで

2 試 験 期 日 昭和58年6月3日

3 試 験 場

陸上自衛隊勝田駐とん地 勝田市勝倉3433
TEL 0292-74-3211

茨城県告示第532号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により，次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和58年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	指定申請 の事由
医 科				
0321257 58. 3. 1	荒川沖皮膚科	皮	土浦市荒川沖798—68 ニューメルサビル3F—33	新 規
3120755 58. 2. 1	篠原医院	内, 小, 皮, 放	東茨城郡大洗町磯浜1333	組 織 変 更
歯 科				
0230876 58. 3. 1	綿引歯科 クリニック	歯, 小歯, 矯歯	日立市大久保町1—2—15	新 規
0230884 "	黒沢歯科医院	歯	" 弁天町1—8—9 グレースビル201	"
0330635 "	第二小竹歯科医院	"	土浦市中央1—1—15	"
1630140 "	飯塚歯科	"	笠間市笠間981—6	"
3630668 "	縦山歯科医院	"	鹿島郡旭村大字縦山603—2	"
4330383 "	サカイ "	"	猿島郡境町字びわ砂4—4	"
医 科				
0121244 58. 3. 1	茨城県水戸保健所	内, 小, 呼, 放, 歯	水戸市緑町3—5—35	再 指 定
0121988 58. 3. 12	医療法人 杉山病院	外, 胃, 肛	" 松本町1—3	"
0122267 58. 3. 15	白相胃腸科外科医院	外, 胃, 肛, 皮	" 渡里町2933—1	"
0220640 58. 3. 1	佐藤内科胃腸科医院	内, 小, 胃, 循, 放	日立市千石町3—10—7	"
0320622 "	日高外科耳鼻科医院	脳外, 胃, 耳鼻咽 喉, 外	土浦市川口2—1—17	"
0520171 "	川並病院	内, 外, 産, 耳鼻 咽喉	石岡市府中2—6—15	"

1120203 "	横 田 医 院	内, 小	水海道市沖新田町105	"
1620129 "	関外科整形外科医院	外, 整, 胃, 皮, 放	笠間市御旗前1740—4	"
1620152 "	神 里 医 院	内, 小, 放	" 笠間1256	"
1720184 58. 3. 5	取手整形外科医院	整, 皮, 外	取手市栗山甲547	"
3120201 58. 3. 1	荷 見 医 院	内	東茨城郡大洗町磯浜1576	"
3520053 "	十 王 "	内, 外, 皮, 泌, 耳, 小	多賀郡十王町大字友部 1584—1	"
4320206 58. 3. 25	針 谷 "	内	猿島郡境町97	"
4320230 58. 3. 1	江 面 "	産, 婦, 内	" " 265	"
歯 科				
0130605 58. 3. 1	豊 島 歯科医院	歯	水戸市南町3—5—26	再 指 定
0131173 "	小 船 "	"	" " 3—5—21	"
0131181 "	関 山 "	"	" " 1—3—26 大久保ビル	"
0330478 58. 3. 15	小 竹 "	"	土浦市蓮河新町1—30 リバーサイドハイッ	"
0630174 58. 3. 6	手 束 "	"	下館市丙85	"
1330139 58. 3. 1	斉 藤 "	"	勝田市勝倉大平3433—1405	"
1730098 58. 3. 14	勝 田 "	"	取手市東6—5—5	"
1730213 58. 3. 1	カズヨリ "	"	" 中央町1—12 取手中央ハイッ	"
1830062 58. 3. 21	小 林 "	"	岩井市岩井2828—1	"
3630502 58. 3. 15	金 丸 "	"	鹿島郡波崎町8581	"
3730252 "	いたこ "	"	行方郡潮来町あやめ 2—22—23	"
4130148 58. 3. 1	飯 塚 "	"	真壁郡明野町海老ヶ島	"

4330169 "	長浜久能 "	"	猿島郡総和町大字久能 506—2	"
4330284 58. 3. 15	博愛五霞齒科診療所	"	" 五霞村大字冬木 2424—1	"
薬 局				
0140727 58. 3. 15	赤塚細谷薬局 双葉台店	調	剤 水戸市双葉台 2—1	再 指 定
0240543 58. 3. 1	光 陽 堂 薬 局	"	日立市金沢町2672—129	"
0240550 "	厚 生 "	"	" 東多賀町 5—10—12	"
0240568 "	(有)鹿島 "	"	" 鹿島町 2—16—12	"
0240576 58. 3. 15	小 野 "	"	" 千石町 1—11—15	"
1140163 58. 3. 1	黒 鳥 "	"	水海道市淵頭町2931	"
3140138 "	鶴 井 "	"	東茨城郡美野里町羽鳥 2661—9	"
1140171 "	黒鳥薬局橋本店	"	水海道市橋本町3326	"

~~~~~

**茨城県告示第533号**

昭和58年3月23日付け農管指令第151号をもって認可した上平柳地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年3月28日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

~~~~~

茨城県告示第534号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年3月28日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 水戸市
- 2 事業の種類 水戸市見川公民館（仮称）新設事業及びこれに伴う付帯工事

3 起 業 地

- (1) 収用の部分 水戸市見川2丁目地内
(2) 使用の部分 なし

- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
水戸市役所
-

茨城県告示第535号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 水戸市
2 事業の種類 水戸市国田公民館（仮称）新設事業
3 起 業 地
(1) 収用の部分 水戸市下国井町字宮脇地内
(2) 使用の部分 なし
4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
水戸市役所
-

茨城県告示第536号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 水戸市
2 事業の種類 市民自由広場（仮称）新設工事
3 起 業 地
(1) 収用の部分 水戸市小吹町字西原地内
(2) 使用の部分 なし
4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
水戸市役所
-

茨城県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年 3 月 28 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粟生木崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字木崎字三ノ分 1219番1から 鹿島郡神栖町大字木崎65番15まで	旧	メートル 最大 46.00	メートル 381.50	都市計画線の一部変 更による区域変更
		最小 25.00		
鹿島郡神栖町大字木崎字三ノ分 1219番1から 鹿島郡神栖町大字木崎字二ノ分 1203番1まで	新	最大 39.00	380.00	
		最小 25.00		

茨城県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年 3 月 28 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市春友町字前田 485番1地先から	旧	メートル 最大 12.90	メートル 3,314.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.00		
日立市東河内町字堺田 340番2まで	新	最大 12.90 最小 4.00	3,314.00	
		最大 40.20 最小 12.00		

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年 3 月 28 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町大字若林字南平716の7, 720の5, 855の4から8まで

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡大宮町大字若林字南平885の1

株式会社常洋 代表取締役 村 田 雅 夫



◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については、昭和55年4月以来、1か月1,200円にすえ置いてきましたが、第三種郵便物認可取消しによる郵送経費等の増加に伴い、昭和58年4月から1か月2,000円に改定する予定です。なおお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所